

令和4年藤枝市議会定例会
2月定例会議会議案（追加）

令和4年3月23日
藤枝市長

目 次

議案番号	議案名	頁
第34号議案	令和3年度藤枝市一般会計補正予算（第9号）	別冊
第35号議案	令和4年度藤枝市一般会計補正予算（第1号）	別冊
第36号議案	藤枝市議会議員の議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例の一部を改正する条例	1
第37号議案	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	2
第38号議案	藤枝市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	3
第39号議案	藤枝市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	4
第40号議案	藤枝市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	5
第41号議案	固定資産評価審査委員会委員の選任について	6
第42号議案	監査委員の選任について	7

藤枝市議会議員の議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例の一部を改正する条例

藤枝市議会議員の議員報酬及び期末手当の支給並びに費用弁償条例(昭和 36 年藤枝市条例第 6 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「100 分の 170」を「100 分の 162.5」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
(令和 4 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 令和 4 年 6 月に支給する期末手当の額は、改正後の第 4 条第 2 項の規定にかかわらず、同項の規定により算出される期末手当の額から、令和 3 年 12 月に支給された期末手当の額に 170 分の 15 を乗じて得た額を減じた額とする。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例(昭和29年藤枝市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の225」を「100分の217.5」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の第3条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算出される期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に225分の15を乗じて得た額を減じた額とする。

藤枝市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

藤枝市職員の給与に関する条例(昭和29年藤枝市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の藤枝市職員の給与に関する条例(以下この項において「給与条例」という。)第17条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第4項から第6項まで(藤枝市職員の育児休業等に関する条例(平成4年藤枝市条例第6号)第15条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第19条第1項から第3項まで若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算出される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日における次の各号に掲げる職員(給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。)の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を減じた額(以下この項において「調整額」という。)とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 再任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。)以外の職員 127.5分の15

(2) 再任用職員 72.5分の10

藤枝市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例

藤枝市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年藤枝市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「第 3 項を除く」を「第 2 項及び第 3 項を除く」に改め、同条中第 5 項を第 6 項とし、同条第 4 項中「第 3 項を除く」を「第 2 項及び第 3 項を除く」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100 分の 120 を乗じて得た額に、基準日以前 6 か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6 か月 100 分の 100
- (2) 5 か月以上 6 か月未満 100 分の 80
- (3) 3 か月以上 5 か月未満 100 分の 60
- (4) 3 か月未満 100 分の 30

第 17 条第 1 項中「第 3 項を除く」を「第 2 項及び第 3 項を除く」に改め、同条中第 3 項を第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 第 5 条第 4 項の規定は、第 1 号会計年度任用職員について準用する。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

藤枝市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

藤枝市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年藤枝市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書を削る。

附 則

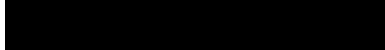
この条例は、令和4年4月1日から施行する。

固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 4 2 3 条第 3 項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所



氏 名 横 山 吉 孝



監査委員の選任について

次の者を監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 196 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所



氏 名 鈴木 正 和



令和4年藤枝市議会定例会2月定例会月議会（追加） 議案提案理由書（第36号議案～第42号議案）

第36号議案～第38号議案

令和3年8月10日付けの人事院勧告に準じて国家公務員に対する給与の改定措置が行われることに伴い、本市の市議会議員、特別職の職員及び一般職の職員の期末手当をそれぞれ改定するものであります。

第39号議案

令和3年10月14日付けの静岡県人事委員会勧告に準じ、会計年度任用職員の期末手当を改定するものであります。

第40号議案

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部改正に伴い、消防団員等に係る傷病補償年金等を受ける権利を担保として提供することができる例外規定を削るものであります。

第41号議案

本市固定資産評価審査委員会委員である横山吉孝氏は、令和4年3月31日をもって任期満了となりますが、引き続き適任と認め選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

第42号議案

本市監査委員である鈴木正和氏は、令和4年3月31日をもって任期満了となりますが、引き続き適任と認め選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。